

令和6年能登半島地震における賃貸型応急住宅に係る事務処理要領

第1 目的

この要領は、「災害救助法の適用がある災害時における賃貸型応急住宅実施要綱」（令和6年1月4日施行）を円滑に実施するために必要な事務処理に関する事項を定める。

第2 入居申込み

(1) 賃貸型応急住宅に入居を希望する被災者は、貸主から賃貸型応急住宅とすることに合意を得たうえで、入居希望物件を選定し、「石川県賃貸型応急住宅入居申込書」（様式第1号）に必要書類を添付し、当該災害時に居住していた市町に提出する。ただし、特別な事由がある場合は、この限りではない。

(2) 必要書類

① 必要書類は次のとおりとする。

ア 「入居希望物件概要書」（様式第1号の2）

イ 「同意書」（様式第3号）

ウ 「誓約書」（様式第4号）

エ 「住民票」（入居者全員分）

オ 「罹災証明書」

カ 「申出書」（様式第5号）

※ 実施要綱第6条(1)②～⑤に該当する場合

キ 「住宅被害調査報告書」（様式第6号）

※ 実施要綱第6条(1)③に該当する場合

ク 「応急危険度判定調査票」

※ 実施要綱第6条(1)③に該当し、応急危険度判定で「危険（赤色）」と判定され、住宅に立ち入ることが困難な場合

ケ 受付済の「災害救助法の住宅の応急修理申込書」

※ 実施要綱第6条(1)④に該当する場合

コ その他県が必要と認める書類

② 賃貸型応急住宅の貸主の所在地が遠方であり、早期に「同意書」への記名ができない場合、「誓約書」（様式第3号の2）を提出するものとする。

③ 貸主は、契約の締結及び履行に関する一切の権限、契約代金の請求及び受領に関する一切の権限を代理人に委任する場合は、「委任状」（様式第7号）を提出するものとする。

④ 実施要綱第6条(1)②に該当する場合、住宅を解体した後、遅滞なく解体証明書など住宅を解体したことが分かる書類を提出するものとする。

第3 申込書等の受付及び入居者の決定

(1) 市町は、入居希望者から「石川県賃貸型応急住宅入居申込書」の提出があったときは、当該申込書及び添付書類（以下、「申込書等」という。）の記載内容を確認し、申込書等を県に送付する。

(2) 県は、申込書等の内容を審査し、適当と認められる場合は、賃貸型応急住宅への入居を決定する。

(3) 県は、賃貸型応急住宅への入居を決定した場合は、「石川県賃貸型応急住宅入居決定通知書」

（様式第2号）を申込者が被災時に居住していた市町を経由して、申込者に送付する。

- (4) 県は、申込書等の内容を審査し、上記(2)に該当しないことが判明した場合は、「石川県賃貸型応急住宅入居不可決定通知書」（様式第8号）を申込者が被災時に居住していた市町を経由して、申込者に送付する。

第4 賃貸型応急住宅の契約

賃貸型応急住宅の賃貸借契約について、以下の通り定める。

- (1) 入居希望者は仲介業者の媒介の下、必要事項を記載した契約書3通を作成し、入居希望者の記名のうえ、市町へ送付する。
- (2) 市町は、前号の契約書に記名押印のうえ、2通を入居希望者へ返送するとともに、「石川県賃貸型応急住宅管理台帳」に記載する。

第5 家賃等の支払

家賃等の支払について、以下の通り定める。

- (1) 市町は、貸主からの請求に基づき、原則として、初回支払分（退去時補修費用等を含む。）は契約成立の翌月末までに、第2回支払分は当月分を当月末までに、第3回支払分以降は当月分を前月末までに支払う。ただし、4月分については当月末までに支払うものとする。
- (2) 1か月に満たない月の家賃等は、市町で負担する各経費を日割り計算し、合算した額をその月の家賃等とする。ただし、貸主が別で定める場合はその支払方法に準ずる。

第6 入居決定の取消し

- (1) 県知事は、入居者が下記第7の責務または第8の善管注意義務に違反した場合は、賃貸型応急住宅の入居決定を取り消すことができる。
- (2) 県知事は、入居者が以下の事項に該当した場合は、賃貸型応急住宅の入居決定を取り消すことができる。
- ① 入居者が対象世帯の要件に該当しないことが明らかとなった場合
 - ② 偽りその他不正な手段により入居の決定を受けた場合
 - ③ 法令等に違反した場合
 - ④ 賃貸型応急住宅の使用に関する県知事又は市町長からの指導に従わなかった場合
 - ⑤ 入居者が賃貸型応急住宅の賃貸借契約書の条項を遵守しないこと等により、当該契約を解約することとなった場合
 - ⑥ 入居者が賃貸型応急住宅を居住以外の用途に使用した場合

第7 入居者の責務

入居者は、賃貸型応急住宅の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替え又は本物件の敷地内における工作物の設置
- (2) 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等の製造又は保管
- (3) 大型の金庫、その他の重量の大きな物品等の搬入又は備え付け
- (4) 排水管を腐食させるおそれのある液体の流出
- (5) 大音量でテレビ、ステレオ、カラオケ等の操作、ピアノ等の演奏
- (6) 猛獣、毒蛇、鳴き声、臭い等の明らかに近隣に迷惑をかける動物の飼育

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の同居又は暴力団員の本物件の使用
- (8) 貸主の承諾なしに、犬、猫等の動物の飼育
- (9) 貸主の承諾なしに、階段・廊下等共用部分の物品の設置、又は看板・ポスター等の広告物の掲示
- (10) 貸主、県及び市町への通知なしに、申込書に記載した者以外の同居、若しくは本物件の使用、又は入居者の変更（一部退去を含む）

第8 入居者の善管注意義務

- (1) 入居者は、賃貸型応急住宅を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- (2) 入居者は、特に賃貸型応急住宅の火災発生防止に留意するものとする。
- (3) 入居者は、貸主が定める管理規約・使用細則等を遵守するものとする。また、貸主が本物件の管理上必要な事項を入居者に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。
- (4) 入居者は貸主より貸与された鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、入居者は、直ちに貸主に連絡のうえ、貸主が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は、入居者の負担とする。
- (5) 入居者は、鍵の追加設置、交換、複製を貸主の承諾なく行ってはならない。
- (6) 賃貸型応急住宅に破損箇所が生じたときは、入居者は、貸主に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて貸主に損害が生じたときは、入居者はこれを賠償する。

第9 提供期間延長手続き

市町及び入居者は賃貸型応急住宅の提供期間を延長するときは、再契約書により、再度契約を締結し、併せて市町は提供期間を延長した旨を県に報告する。

第10 退去

入居者は、賃貸型応急住宅を退去する場合は、退去の40日前までに「石川県賃貸型応急住宅退去届」（様式第9号）を市町に提出しなければならない。

附 則

この要領は、令和6年1月4日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

この要綱は、令和6年1月7日から施行する。